

Business News

第249号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、社会保険労務士法人みらいコンサルティングの寄稿による「時間外労働の上限規制」についての4回シリーズの第4回（最終回）として、適用時期と適用猶予についてご案内します。

時間外労働の上限規制（4）適用時期と適用猶予

働き方改革関連法「時間外労働の上限規制」の施行は、中小企業は2020年4月（大企業は2019年4月）です。今回の最終回では、適用時期の経過措置と適用猶予についてご案内いたします。

1. 上限規制の経過措置

上限規制の施行に当たっては経過措置が設けられています。中小企業は2020年4月1日（大企業は2019年4月1日）以後の期間のみを定めた36協定に対して、上限規制が適用されます。中小企業は2020年3月31日（大企業は2019年3月31日）を含む期間について定めた36協定については、その協定の初日から1年間は引き続き有効となり、上限規制は適用されません。

<例> 中小企業で36協定の有効期間が2019年10月1日から2020年9月30日のケース

この協定の有効期間中は、上限規制は適用されません。次年度、有効期間が2020年10月1日からの36協定を締結した場合に、上限規制が適用されることとなります。つまり、このケースの適用開始は2020年10月1日です。

2. 上限規制の適用猶予

以下(1)～(4)の事業・業務については、上限規制の適用が5年間(2024年3月まで)猶予されます。なお、「新技術・新商品等の研究開発業務」については、上限規制の適用が除外されています。

(1) 建設事業(建設事業における総務・経理部門等も含まれます。)

<猶予後の取扱い>

- ・災害の復旧・復興の事業を除き、上限規制がすべて適用されます。
- ・災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について、「月100時間未満」、「2～6か月平均80時間以内」とする規制は、適用されません。

(2) 自動車運転の業務(あくまでも自動車運転業務に従事する労働者のみが該当します。)

<猶予後の取扱い>

- ・特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。
- ・時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする規制は、適用されません。
- ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6か月までとする規制は、適用されません。

(3) 医師(猶予後の取扱いは、省令で定められる予定です。)

(4) 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業(詳細は、厚生労働省HPをご覧ください。)

適用猶予業種・事業については、36協定の様式も一般の業種と異なります。また、適用前の中小企業は、従来の36協定の様式を使用できます。適用前の中小企業や適用猶予事業・業務であっても、上限規制に沿った労働時間の36協定を締結した場合には、その時間を守らなければなりませんのでご注意ください。

詳細は、厚生労働省HPをご覧ください(上限規制の解説、36協定の様式、Q&A等が掲載されています)。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00001.html

(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

<ご案内> 過労が原因の社員の労災事故により、会社が損害賠償責任を負うケースがあります。このようなリスクに備える保険についてのお問い合わせは、弊社窓口の営業課支社または代理店までご連絡ください。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。 Eメール: keiei_support@ms-ins.com
三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443/FAX03-3259-9398 URL <http://ms-keiei-support.com/>
※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。 19-ニュース-249